

減免申請について

使用料の減免（薩摩川内市川内駅コンベンションセンター条例施行規則第 16 条より抜粋）

リンク：[薩摩川内市川内駅コンベンションセンター条例施行規則](#)

- (1) 市又は市の機関が主催する行事等に使用する場合 使用料を免除
- (2) 児童及び生徒を対象とする教育活動、文化及び学芸の向上に資するために営利を目的としない教育関係団体等が主催する音楽会、演劇会等に使用する場合 施設使用料を免除
- (3) 公共的団体等が市又は市の機関と共催する行事等に使用する場合 施設使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額を減額
- (4) 園児、児童、生徒及び学生を対象とする学習活動、文化及び学芸の向上に資するために、本市内の学校(学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校をいう。)が主催する催物に使用する場合 施設使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額を減額
- (5) 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 39 条に規定する保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)第 2 条第 6 項に規定する認定こども園が、幼児のための催物に使用する場合 施設使用料に 100 分の 50 を乗じて得た額を減額

1 仮予約

【SS プラザせんだい】

- ・お電話、窓口、WEB 予約システムよりお申込みください

薩摩川内市役所

2 減免申請書提出

※市役所到着後 1 週間程度

3 決定通知

【薩摩川内市役所】

- ・ 所定の減免申請書類に記入後市役所へ提出
- ・ その他 必要書類を添付のうえ市役所へ提出

提出方法 ①窓口へ持参 or②郵送 にて提出
お問い合わせ・提出先

薩摩川内市 経済政策課宛

TEL 0996-23-5111(内線 5742)

4 本申請

【SS プラザせんだい】

- ・ 減免申請決定通知を持って利用料の支払い、利用申請をおこなってください

5 精算